

被災者生活再建支援金のご案内

令和6年能登半島地震により被災された方の生活の再建を支援するため、「被災者生活再建支援金」（以下「支援金」といいます。）を支給します。

1 支援金の支給額について

支援金には、住宅の被災程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があり、それぞれ支給額が定められています。

被災時世帯の人数が一人の場合は、表に記載されている金額×3/4が支給額となります。

被害の程度 区分	基礎支援金 (A)	加算支援金 (B)		合計 A+B	制度分類
	(住宅の被害 程度)	(住宅の再建方法)			
① 全壊 (損害割合 50%以上) ② 解体 ③ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	①～⑤…国制度適用 県・市制度(⑥⑦の 方)とは申請方法が 異なります。 ①④⑤に該当する方 には市から案内を郵 送します。
		補修	100万円	200万円	
		賃借	50万円	150万円	
④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
		補修	100万円	150万円	
		賃借	50万円	100万円	
⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)	なし	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	

⑥ 半壊 (損害割合 20%台)	なし	建設・購入	100万円	100万円	⑥…県制度適用 ⑦…市制度適用 今回はこちらの申 請書を同封してお ります。
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	
⑦ 準半壊 (損害割合 10%台)	なし	建設・購入	50万円	50万円	
		補修	25万円	25万円	
		賃借	15万円	15万円	

②「解体」での支援金を申請される場合は、以下の【問い合わせ先】までご連絡ください。

※①～⑤については、国の被災者再建支援制度（国制度）が適用され、公益社団法人都道府県センターから支援金が支給されます。

※⑥、⑦については、射水市から支援金を支給します。

【問い合わせ先】 射水市地域福祉課
〒939-0294 射水市新開発410番地1 （市役所庁舎1階）
電話0766-51-6625、メールchiiki@city.imizu.lg.jp

2 支援金の申請手続きについて

申請期限

基礎支援金 令和8年1月31日（申請期間が1年間延長されました）

※⑤中規模半壊、⑥半壊、⑦準半壊には、基礎支援金はありません。

加算支援金 令和9年1月31日

申請書類

申請書に以下の書類を添えて申請してください。

(1) 罹災証明書

(2) 支援金の振込先口座を確認できる預金通帳の写し

金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義「カタカナ名」の記載があるもの

(3) 契約書等の写し

住宅の「建設・購入」、「補修」又は「賃借」に応じ、そのことを確認できる書類（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸借契約書等）

【参考：国制度の支援金へ申請変更を希望する世帯の追加書類】

※住宅を解体された世帯の追加書類

- ①住宅が半壊（大規模半壊、中規模半壊、半壊）し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる書類

[例：市発行の解体証明書、登記簿謄本(滅失登記済)]

- ②敷地被害による解体の場合は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

※長期避難世帯の追加書類

当該世帯に該当する旨の市による証明書類

【ご注意ください！】

「**県・市制度の支援金**」を申請後、「**国制度の支援金**」への変更を希望される方へ

県・市制度の支援金（半壊世帯又は準半壊世帯）を受給した後、やむを得ない事由により住宅を解体し、国の被災者生活再建支援制度（国制度）の解体世帯（**1 支援金の支給額について** **区分②**）としての要件を満たすこととなり、国制度の支援金の受給を希望される場合は、すでに受給された射水市からの支援金を返納していただいた後に、国制度の支援金を申請いただくこととなります。

なお、射水市からの支援金が受給前であった場合は、申請を取り下げしていただいた後に、国制度の支援金を申請いただくこととなります。

3 支援金の返還について

市長は、偽りその他不正な手段によって支援金の支給を受けたとき、予定された住宅の再建を実施しないとき等は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合は、市長は期限を定めて当該支援金の返還を請求します。

この場合に、支援金の受給の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について延滞金を納付していただきます。